

公益社団法人花巻市シルバー人材センター配分金規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものとする。

(全額支払いの原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を現金で直接その全額を支払うものとする。ただし、会員との合意に基づき会員が指定する金融機関に振込む方法をもって支払うことができる。

(支払日の原則)

第3条 会員の就業に伴う配分金支払日は、原則として毎月末日締切、翌月15日支払いとする。

ただし、その日が休日等の金融機関の非営業日にあたる場合は、その日前を原則として15日に最も近い、金融機関の営業日とする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分金は、その地域における最低賃金等を尊重し、社会的に相当な内容のものとする。

(配分金見積基準の決定)

第5条 会員の配分金見積基準は、仕事の種類、内容等を考慮し、理事会にて定めるものとする。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。